

島 明美 殿

東京大学科学研究行動規範委員会委員長

科学研究行動規範委員会申立案件について（通知）

平成30年12月18日付けの貴殿からの申立て（以下「本件申立て」といいます。）につきまして、東京大学科学研究行動規範委員会（以下「本委員会」といいます。）は東京大学科学研究行動規範委員会規則（以下「規則」といいます。）第10条に基づく調査を行った結果、下記のとおり不正行為は存在しないものと判断しましたので、規則第11条第8項に基づき通知いたします。

記

1. 調査対象

本委員会は、本学大学院理学系研究科元教授早野龍五氏が行った下記の各研究活動（以下「本件研究活動」といいます。）について、申立者が本件申立てにおいて指摘する捏造又は改ざんを行ったか否かを調査した。

- ① セミナー発表：セッション「測って伝える」におけるスライド発表
（第十二回福島原発事故による長期影響地域の生活回復のための
ダイアログセミナー「Experience we have gained together
（これまでの歩み、そしてこれから）」）
- ② 掲載雑誌名等： *Journal of Radiological Protection*, 37(2017), 1-12
論文タイトル： Individual external dose monitoring of all citizens of Date
City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima
NPP accident (series):
1. Comparison of individual dose with ambient dose rate
monitored by aircraft surveys
- ③ 掲載雑誌名等： *Journal of Radiological Protection*, 37(2017), 623-634
論文タイトル： Individual external dose monitoring of all citizens of Date
City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima
NPP accident (series):
II. Prediction of lifetime additional effective dose and
evaluating the effect of decontamination on individual dose

※上記②「掲載雑誌名等」の「論文タイトル」については、掲載雑誌上の表記を記述する。

2. 調査結果

本委員会は、本件研究活動について、規則第10条に基づく調査を行った結果、申立者が本申立てにおいて指摘する「捏造」又は「改ざん」（規則第2条第1項第1号）に該当する行為は確認されなかった。

したがって、本委員会は、本件研究活動について、規則第2条に規定する不正行為は存在しないと判断した。

ただし、調査の結果判明した数値計算の誤りは、被申立者の精査不足に起因するものであり、軽率なものであると考えられる。

なお、本件申立てのうち倫理指針違反の点については、研究不正にあたる指摘ではないから、研究不正に関する調査を任務とする本委員会の調査範囲外の事項であり、この点については判断しない。

以上